部長及び参事官　　生企発第381号
殿　　令和４年４月27日
所　属　長　　10年保存（係）
本　部　長

銃砲刀剣類所持等取締法施行規則の一部を改正する内閣府令の施行について（通達乙）

銃砲刀剣類所持等取締法施行規則の一部を改正する内閣府令（令和４年内閣府令第34号。別添参照。以下「改正府令」という。）が、本年５月13日から施行されることとなった。

改正の趣旨、内容等は下記のとおりであるので、事務処理上誤りのないようにされたい。

なお、以下この通達において、改正府令による改正後の銃砲刀剣類所持等取締法施行規則（昭和33年総理府令第16号）を「規則」という。

記

１　趣旨

銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第６号。以下「法」という。）上、銃砲若しくはクロスボウ（以下「銃砲等」という。）又は刀剣類の所持の許可又は銃砲等の所持の許可の更新を受けようとする者（以下「許可申請者等」という。）で年齢が75歳以上のものは、都道府県公安委員会が内閣府令で定めるところにより行う認知機能検査を受けなければならず（法第４条の３第１項及び第７条の３第３項）、都道府県公安委員会は、この検査の結果が法第４条の３第２項の内閣府令で定める基準に該当する者に対し、その者が認知症であるかどうかについて、医師の診断を受け、診断書を提出すべきことを命ずることができるとされており（法第４条の３第２項及び第７条の３第３項）、当該診断の結果、その者が認知症である場合には、銃砲等又は刀剣類の所持の許可の欠格事由に当たることとなる。

道路交通法（昭和35年法律第105号。以下「道交法」という。）上の認知機能検査に関しては、令和２年度に警察庁が実施した「改正道路交通法（高齢運転者対策・第二種免許等の受験資格の見直し）の施行に向けた調査研究」において、認知機能検査の簡素化等についての検討等が行われたところ、現在のスクリーニング機能の精度を維持しつつ、実施者及び受検者の負担を軽減する方策が示され、道交法上の認知機能検査の方法等について見直しが行われた。これを踏まえ、道交法上の認知機能検査と同様の方法等により実施している法上の認知機能検査についても同様の見直しを行うこととしたものである。

なお、道交法上の認知機能検査の方法等は、道路交通法施行規則の一部を改正する内閣府令（令和４年内閣府令第７号）により改正が行われ、本年５月13日から施行される。

２　内容

(1)　法第４条の３第１項（法第７条の３第３項において準用する場合を含む。）に基づき規則第14条で定める認知機能検査の方法から時計描画を削除されるとともに、法４条の３第２項（法第７条の３第３項において準用する場合を含む。）に基づき規則第15条で定める基準を、次の式により算出した数値が36未満であることに改めることとされた。

1.336×Ａ＋2.499×Ｂ

この式において、Ａ及びＢは、それぞれ次の数値を表すものとする。

Ａ　規則第14条第１号に掲げる方法により記述された事項についての次に掲げる数値の総和

１　認知機能検査を行った時の年が記述されている場合には、５

２　認知機能検査を行った時の月が記述されている場合には、４

３　認知機能検査を行った時の日が記述されている場合には、３

４　認知機能検査を行った時の曜日が記述されている場合には、２

５　記述された時刻と認知機能検査を行った時の時刻との差に相当する分数が30未満の場合には、１

Ｂ　規則第14条第２号に掲げる方法により名称が記述された物について、次に定めるところにより算出した数値の総和

１　一定の時間が経過した後において分類を再び示す前に名称が正しく記述された物の数に２を乗じて得た数値

２　一定の時間が経過した後において分類を再び示す前に名称が正しく記述されなかった物のうち、分類を再び示した後に名称が正しく記述されたものの数に１を乗じて得た数値

(2)　道路交通法の一部を改正する法律（令和２年法律第42号）により運転免許取得者等検査が新設され、運転免許取得者等検査を自動車教習所である施設その他の施設を用いて行う者は、当該運転免許取得者等検査について、道交法上の認知機能検査と同等の効果がある方法の基準として国家公安委員会規則で定める基準に適合している旨の認定を受けることができることとされた。規則第16条第２項において、許可申請者等から道交法上の認知機能検査を受けたことを証明する書類の提示があった場合は、法上の認知機能検査を受けたものとみなすこととされているところ、許可申請者等から当該認定を受けた運転免許取得者等検査を受けたことを証明する書類の提示があった場

合についても同様に、法上の認知機能検査を受けたものとみなすこととした。

(3)　改正府令の施行前に受けた認知機能検査（道交法上の認知機能検査を含む。）の結果については、施行後においても、改正府令による改正前の銃砲刀剣類所持等取締法施行規則（昭和33年総理府令第16号）に規定する基準に従って取り扱うこととなる。

3　運用上の留意事項

本改正により、法上の認知機能検査を受けたものとみなされる検査として運転免許取得者等検査が追加されるところ、道交法上の認知機能検査の取扱いと同様、必要に応じ交通部門への照会を実施するなど、引き続き適切な審査を行われたい。

4　参考

別添１（官報の写し）を添付する。

明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可

官報

（号外）

独立行政法人国立印刷局

目次

〔府　令〕

○銃砲刀剣類所持等取締法施行規則の一部を改正する内閣府令（内閣府三四）　一

〔告　示〕

○総合特別区域計画の変更を認定した件（内閣府四四～五三）　三

○総合特別区域計画の認定を取り消した件（同五四～五八）　四

○総合特別区域の区域を解除した件（同五九～六三）　五

○電波法第百三条の二第二項の総務大臣が指定する周波数を定める件の一部を改正する件（総務一三四）　六

○電波法施行規則第十五条の二第二項第一号及び第三号の規定に基づき、同項第一号及び第三号の無線局に使用させる電波の周波数を定める件の一部を改正する件（同一三五）　七

○指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準等の一部を改正する告示（厚生労働一六一）

○港則法施行規則第十一条第一項の規定による進路を他の船舶に知らせるために船舶自動識別装置の目的地に関する情報として送信する記号及び港則法施行規則第十一条第二項の港を航行するときの進路を表示する信号の一部を改正する告示（海上保安庁一六）　三

○係留施設の使用に関する私設信号の一部を改正する告示（同一七）　三

〔官庁報告〕

官庁事項

麦の需給に関する見通しの公表について（農林水産省）　二六

労　働

最低工賃の決定及び廃止決定に関する公示（岩手労働局最低工賃公示一）　二九

〔公　告〕

諸事項

裁判所

破産、免責関係　三

特殊法人等

中日本高速道路株式会社工事一部完了、日本放送協会入札、税理士登録者・証票無効・登録抹消、地方公務員共済組合連合会役員の就任関係　四三

地方公共団体

教育職員免許状失効、行旅死亡人関係　四四

会社その他

会社決算公告　四五

府　令

○内閣府令第三十四号

銃砲刀剣類所持等取締法（昭和三十三年法律第六号）第四条の三（同法第七条の三第三項において準用する場合を含む。）、第三十条の二及び第三十条の三の規定に基づき、銃砲刀剣類所持等取締法施行規則の一部を改正する内閣府令を次のように定める。

令和四年四月十四日

内閣総理大臣　岸田　文雄

銃砲刀剣類所持等取締法施行規則の一部を改正する内閣府令

銃砲刀剣類所持等取締法施行規則（昭和三十三年総理府令第十六号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、その標記部分が同一のものは当該対象規定を改正後欄に掲げるもののように改め、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削る。

改正後	改正前
（認知機能検査） **第十四条**　法第四条の三第一項（法第七条の三第三項において準用する場合を含む。）の検査（以下「認知機能検査」という。）は、次に掲げる方法により行うものとする。 ［一・二　略］ ［号を削る。］ （認知機能の低下の状況を判断する基準） **第十五条**　法第四条の三第二項（法第七条の三第三項において準用する場合を含む。）の内閣府令で定める基準は、次の式により算出した数値が三十六未満であることとする。 1.336×A＋2.499×B この式において、A及びBは、それぞれ次の数値を表すものとする。 A　第十四条第一号に掲げる方法により記述された事項についての次に掲げる数値の総和 一　認知機能検査を行つた時の年が記述されている場合には、五 二　認知機能検査を行つた時の月が記述されている場合には、四 三　認知機能検査を行つた時の日が記述されている場合には、三 四　認知機能検査を行つた時の曜日が記述されている場合には、二 五　記述された時刻と認知機能検査を行つた時の時刻との差に相当する分数が三十未満の場合には、一 B　第十四条第二号に掲げる方法により名称が記述された物について、次に定めるところにより算出した数値の総和 一　一定の時間が経過した後において分類を再び示す前に名称が正しく記述された物の数に二を乗じて得た数値 二　一定の時間が経過した後において分類を再び示す前に名称が正しく記述されなかつた物のうち、分類を再び示した後に名称が正しく記述されたものの数に一を乗じて得た数値	（認知機能検査） **第十四条**　［同上］ ［一・二　同上］ 三　時計文字盤を描かせた後に、指示した時刻を時針及び分針により表示させること。 （認知機能の低下の状況を判断する基準） **第十五条**　法第四条の三第二項（法第七条の三第三項において準用する場合を含む。）の内閣府令で定める基準は、次の式により算出した数値が四十九未満であることとする。 1.15×A＋1.94×B＋2.97×C この式において、A、B及びCは、それぞれ次の数値を表すものとする。 A　第十四条第一号に掲げる方法により記述された事項についての次に掲げる数値の総和 一　認知機能検査を行つた時の年が記述されている場合には、五 二　認知機能検査を行つた時の月が記述されている場合には、四 三　認知機能検査を行つた時の日が記述されている場合には、三 四　認知機能検査を行つた時の曜日が記述されている場合には、二 五　記述された時刻と認知機能検査を行つた時の時刻との差に相当する分数が三十未満の場合には、一 B　第十四条第二号に掲げる方法により名称が記述された物について、次に定めるところにより算出した数値の総和 一　一定の時間が経過した後において分類を再び示す前に名称が正しく記述された物の数に二を乗じて得た数値 二　一定の時間が経過した後において分類を再び示す前に名称が正しく記述されなかつた物のうち、分類を再び示した後に名称が正しく記述されたものの数に一を乗じて得た数値 C　第十四条第三号に掲げる方法により描かれた図画についての次に掲げる数値の総和 一　一から十二までの数字が描かれている場合には、一（一から十二までの数字以外の数字が描かれている場合を除く。） 二　数字が数の順に時計回りに描かれている場合には、一

（認知機能検査の実施期間等）

第十六条　［略］

2　次の各号に掲げる者から、当該各号に定める期間内に道路交通法（昭和三十五年法律第百五号）第九十七条の二第一項第三号イに規定する認知機能検査等を受けたとして、そのことを証明する書類の提示があつた場合には、当該者については、認知機能検査を受けたものとみなす。

［一・二　略］

附　則

（施行期日）

1　この府令は、令和四年五月十三日から施行する。

（経過措置）

2　道路交通法の一部を改正する法律（令和二年法律第四十二号。以下この項において「改正法」という。）による改正前の道路交通法（昭和三十五年法律第百五号）第九十七条の二第一項第三号イに規定する検査は、この府令による改正後の銃砲刀剣類所持等取締法施行規則（次項において「新府令」という。）第十六条第二項の規定の適用については、改正法による改正後の同号イに規定する認知機能検査等とみなす。

3　銃砲刀剣類所持等取締法第四条の三第一項（同法第七条の三第三項において準用する場合を含む。）の検査（前項の規定によりみなして適用される新府令第十六条第二項の規定により受けたものとみなされるものを含む。）であつてこの府令の施行前に受けたものの結果については、この府令による改正前の銃砲刀剣類所持等取締法施行規則（以下この項において「旧府令」という。）第十五条の式により算出した数値が四十九以上である者は、新府令第十五条の式により算出した数値が三十六以上である者とみなし、旧府令第十五条の式により算出した数値が三十六未満である者とみなす。

備考　表中の［　］の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

（認知機能検査の実施期間等）

第十六条　［同上］

2　次の各号に掲げる者から、当該各号に定める期間内に道路交通法（昭和三十五年法律第百五号）第九十七条の二第一項第三号イに規定する検査を受けたとして、そのことを証明する書類の提示があつた場合には、当該者については、認知機能検査を受けたものとみなす。

［一・二　同上］

三　一から十二までの各々の数字についてその描かれている位置が正しい場合には、一

四　二の針が描かれている場合には、一

五　指示された時が表示されている場合には、一

六　指示された分が表示されている場合には、一

七　指示された時及び分が表示されている場合であつて、時針が分針よりも短く描かれているときには、一

告　示

○内閣府告示第四十四号

総合特別区域法（平成二十三年法律第八十一号）第十四条第二項で準用する同法第十二条第十項の規定に基づき、令和三年内閣府告示第四十二号をもつて公示した国際戦略総合特別区域計画の変更を令和四年三月二十五日付けで認定したので、次のとおり公示する。

令和四年四月十四日　　内閣総理大臣　岸田　文雄

一　国際戦略総合特別区域計画の作成主体　神奈川県、横浜市及び川崎市

二　国際戦略総合特別区域の名称　京浜臨海部ライフイノベーション国際戦略総合特区

三　当該国際戦略総合特別区域における産業の国際競争力の強化に関する目標を達成するために実施し又はその実施を促進しようとする特定国際戦略事業　国際戦略総合特区設備等投資促進税制及び国際戦略総合特区支援貸付事業

○内閣府告示第四十五号

総合特別区域法（平成二十三年法律第八十一号）第十四条第二項で準用する同法第十二条第十項の規定に基づき、平成二十九年内閣府告示第三千四十三号をもつて公示した国際戦略総合特別区域計画の変更を令和四年三月二十五日付けで認定したので、次のとおり公示する。

令和四年四月十四日　　内閣総理大臣　岸田　文雄

一　国際戦略総合特別区域計画の作成主体　京都府、京都市、大阪府、大阪市、兵庫県及び神戸市

二　国際戦略総合特別区域の名称　関西イノベーション国際戦略総合特区

三　当該国際戦略総合特別区域における産業の国際競争力の強化に関する目標を達成するために実施し又はその実施を促進しようとする特定国際戦略事業　先端的研究開発推進施設整備事業、国際戦略総合特区設備等投資促進税制及び国際戦略総合特区支援貸付事業

○内閣府告示第四十六号

総合特別区域法（平成二十三年法律第八十一号）第三十七条第二項で準用する同法第三十五条第十項の規定に基づき、平成二十九年内閣府告示第千五百四十四号をもつて公示した地域活性化総合特別区域計画の変更を令和四年三月二十五日付けで認定したので、次のとおり公示する。

令和四年四月十四日　　内閣総理大臣　岸田　文雄